

注意事項

- 試験開始時刻 10時00分
- 試験科目別終了時刻

試験科目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1科目	11時20分
「伝送交換設備及び設備管理」のみ	1科目	11時40分
「法規」及び「伝送交換設備及び設備管理」	2科目	13時00分

- 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試験種別	試験科目	問題(解答)数					試験問題ページ
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	
旧第2種伝送交換主任技術者(特例)	法規	7	7	7	7	7	1~12
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	13~23

- 受験番号等の記入とマークの仕方

- マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234

生年月日 昭和50年3月1日

受験番号									
0	1	A	B	9	4	1	2	3	4
●	○	●	○	○	○	○	○	○	○
①	●	○	○	○	○	○	○	○	○
②	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨	○	○	○	○	○	○	○	○	○

生年月日				
年号	5	0	3	0
平成	○	○	○	○
昭和	○	○	○	○
大正	○	○	○	○
①	○	○	○	○
②	○	○	○	○
③	○	○	○	○
④	○	○	○	○
⑤	○	○	○	○
⑥	○	○	○	○
⑦	○	○	○	○
⑧	○	○	○	○
⑨	○	○	○	○

- 答案作成上の注意

- マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。
「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。
- 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。
ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。
マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- 受験種別欄は、『旧2種特例』を で囲んでください。

- 合格点及び問題に対する配点

- 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受験番号 (控え)									
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試 験 科 目
1日第2種伝送交換主任技術者(特例信式験)	法 規

問1 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の()、()の文章は、電気通信事業法の規定について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の (ア) を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。
- () 総務大臣は、電気通信事業法の施行に必要な限度において、電気通信事業者等に対し、その事業に関し、報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、 (イ)、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

<(ア)、(イ)の解答群>

免 許	業 務 内 容	許 可	電 気 通 信 設 備
指 定	運 用 状 況	登 録	施 設 整 備 状 況

(2) 次の文章は、電気通信事業法の規定について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ウ) である。

<(ウ)の解答群>

電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であって総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、電気通信設備の安定な運用に支障が生ずるおそれがある場合においても、これに応じなければならない。

電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(3) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者の選任及び同資格者証について述べたものである。 内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。
- B 電気通信事業者は、電気通信事業法の規定により電気通信主任技術者を選任するときは、遅滞なく、その旨を記載した申請書を総務大臣に提出し、許可を受けなければならない。これを解任するときも、同様とする。
- C 総務大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者が電気通信事業法又は同法に基づく命令の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずることができる。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (工) 。

<(工)の解答群>
Aのみ正しい Bのみ正しい Cのみ正しい
A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない

(4) 次の()、()の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が他の電気通信事業者からの電気通信設備の接続請求を拒むことができる正当な理由について述べたものである。同規則の規定する内容に照らして、 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し (オ) を怠り、又は怠るおそれがあること。
- () 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の (カ) が技術的又は経済的に著しく困難であること。

<(オ)、(カ)の解答群>
検査及び試験 設置又は改修 整備すべき設備の点検
検討及び協議 修理又は保全 負担すべき金額の支払い

- (5) 次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、重要通信の優先的取扱いについての取り決めるべき事項について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、当該他の電気通信事業者との間で、次の()~()に掲げる事項を取り決めなければならない。

- () 重要通信を確保するために①他の通信を制限し、又は停止する場合は、あらかじめ総務大臣の許可を得ること。
- () 重要通信を識別することができるよう②重要通信に付される信号を識別した場合は、当該重要通信を優先的に取り扱うこと。
- () 電気通信設備の工事又は保守等により③相互に接続する電気通信設備の接続点における重要通信の取扱いを一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を通知すること。

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (キ) 。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

問2 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次のA~Cの文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が総務大臣に届け出る事業用電気通信設備の管理規程に掲げるべき事項10項目のうちの一部について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。
- B 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。
- C 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア) 。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(2) 次の()、()の文章は、国際電気通信連合憲章の規定する連合の目的の一部について述べたものである。同憲章の規定に照らして、内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () すべての種類の電気通信の (イ) 及び合理的利用のため、すべての構成国の間における国際協力を維持し及び増進すること。
- () 電気通信業務の能率を増進し、その (ウ) を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。

<(イ)、(ウ)の解答群>

発 展	経 済 性	改 善	有 用 性
接 続	国 際 化	推 進	効 率 化

(3) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、アクセス制御機能の定義について述べたものである。同法律に規定する内容に照らして、内の(エ)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、内の同じ記号は、同じ解答を示す。(2点×2=4点)

この法律において「アクセス制御機能」とは、特定電子計算機の特定利用を自動的に制御するために当該特定利用に係る (エ) によって当該特定電子計算機又は当該特定電子計算機に電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機に付加されている機能であって、当該特定利用をしようとする者により当該機能を有する特定電子計算機に入力された符号が当該特定利用に係る識別符号(識別符号を用いて当該 (エ) の定める方法により作成される符号と当該識別符号の一部を組み合わせた符号を含む。)であることを (オ) して、当該特定利用の制限の全部又は一部を解除するものをいう。

<(エ)、(オ)の解答群>

利 用	アクセス認証者	一 致	利用権者
作 動	アクセス管理者	承 諾	特定利用者
確 認	パスワード認証	デジタル署名	

(4) 次のA、Bの文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、資格者証の種類及び訂正について述べたものである。□内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

A 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換主任技術者資格者証及び線路主任技術者資格者証とする。

B 資格者証の交付を受けている者は、住所に変更を生じたときは、所定の申請書に当該資格者証及び変更の事実を証明できる書類を添えて、総務大臣に届け出たうえで、資格者証の訂正を受けなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、□(カ)。

<(カ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

A、Bいずれも正しい

A、Bいずれも正しくない

(5) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、目的、定義等について述べたものである。□内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

同法律に規定する内容に照らして、誤っているものは、□(キ)である。

<(キ)の解答群>

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

① 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

② 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の公正な運用による情報の電磁的方式による流通を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

- (1) 次のA～Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、秘密の保持等について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 事業用電気通信回線設備は、利用者が端末設備等を接続する点において、他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で見ることができないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。
- B 事業用電気通信回線設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあっては、当該事業用電気通信回線設備は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみを与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。
- C 事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出又は電圧若しくは光出力により送出するものであってはならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア)。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 次の(イ)～(オ)の文章は、端末設備等規則に規定する、安全性等について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(イ)～(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×4=8点)

- () 端末設備は、事業用電気通信設備から漏えいする通信の内容を意図的に (イ)する機能を有してはならない。
- () 端末設備は、事業用電気通信設備との間で (ウ) (電氣的又は音響的結合により生ずる発振状態をいう。)を発生することを防止するために総務大臣が別に告示する条件を満たすものでなければならない。
- () 通話機能を有する端末設備は、通話中に受話器から過大な音響衝撃が発生することを (エ)する機能を備えなければならない。
- () 複数の電気通信回線と接続される専用通信回線設備等端末の回線相互間の漏話減衰量は、 (オ)ヘルツにおいて70デシベル以上でなければならない。

<(イ)～(オ)の解答群>

- | | | | | |
|-------|----------|----------|----------|-----|
| 切 断 | 雑 音 | 変 更 | 鳴 音 | 停 止 |
| 記 録 | 防 止 | 識 別 | 反 響 | 聴 取 |
| 5 0 0 | 1, 0 0 0 | 1, 5 0 0 | 2, 0 0 0 | |

- (3) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、利用者が端末設備を事業用電気通信設備に接続する際に使用する線路及び保安器その他の機器(以下「配線設備等」という。)を設置する場合について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (カ) である。

<(カ)の解答群>

配線設備等の評価雑音電力(通信回線が受ける妨害であって人間の聴覚率を考慮して定められる実効的雑音電力をいい、誘導によるものを含む。)は、絶対レベルで表した値で定常時においてマイナス64デシベル以下であり、かつ、最大時においてマイナス58デシベル以下であること。

配線設備等の電線相互間及び電線と大地間の絶縁抵抗は、直流100ボルト以上の一の電圧で測定した値で4メガオーム以下であること。

事業用電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにするため、総務大臣が別に告示するところにより配線設備等の設置の方法を定める場合にあっては、その方法によるものであること。

- (4) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、移動電話端末の基本的機能について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。
B 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。
C 通信を終了する場合にあっては、チャンネル(通話チャンネル及び制御チャンネルをいう。)を終了する信号を受信するものであること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (キ) 。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「電気通信設備の損壊又は故障の対策」における故障検出について述べたものである。 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

事業用電気通信設備は、電源停止、 (ア) の動作停止その他 (イ) に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、これを直ちに検出し、かつ、当該事業用電気通信設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

伝送路設備	電気通信役務の提供	整流機器	附属する設備
設備の安全	交換設備の正常運用	端末設備	共通制御機器

- (2) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、「電話用設備に接続される端末設備」におけるアナログ電話端末の直流回路の電气的条件について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

直流回路を閉じているときのアナログ電話端末の直流回路の電气的条件として挙げた下記の文章は、 (ウ) が正しい。

<(ウ)の解答群>

直流回路の直流抵抗値は、20ミリアンペア以上120ミリアンペア以下の電流で測定した値で10オーム以上100オーム以下であること。ただし、直流回路の直流抵抗値と電気通信事業者の交換設備からアナログ電話端末までの線路の直流抵抗値の和が10オーム以上700オーム以下の場合にあっては、この限りでない。

ダイヤルパルスによる選択信号送出時における直流回路の静電容量は、3マイクロファラド以下であること。

直流回路と大地の間の絶縁抵抗は、直流300ボルト以上の一の電圧で測定した値で3メガオーム以上であること。

- (3) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、用語の定義について述べたものである。 内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (工) である。

<(工)の解答群>

選択信号とは、主として相手の端末設備を指定するために使用する信号をいう。

移動電話端末とは、端末設備であって、移動電話用設備に接続されるものをいう。

無線呼出端末とは、端末設備であって、無線呼出用設備に接続されるものをいう。

呼切断用メッセージとは、切断メッセージ又は終了メッセージをいう。

呼設定用メッセージとは、呼設定メッセージ又は応答メッセージをいう。

電話用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

- (4) 次の()~()の文章は、端末設備等規則に規定する、総合デジタル通信端末の発信の機能及び電氣的条件等について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- () 自動再発信を行う場合(自動再発信の回数が15回以内の場合を除く。)にあっては、その回数は①最初の発信から3分間に2回以内であること。この場合において、最初の発信から3分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。
- () 総合デジタル通信端末は、②電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであってはならない。
- () 総合デジタル通信端末は、総務大臣が別に告示する③電氣的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

(5) 次の()、()の文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線と他人の設置した架空電線等との関係等について述べたものである。同令の規定に照らして、内の(カ)、(キ)に最も適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 道路上に設置する電柱、架空電線と架空強電流電線とを架設する電柱その他の総務省令で定める電柱は、総務省令で定める (カ) をもたなければならない。
- () 架空電線は、他人の建造物との (キ) が30センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たときは、この限りでない。

<(カ)、(キ)の解答群>			
水平距離	絶縁耐力	離隔距離	腕金類
分界点	接触抵抗	安全係数	垂直距離

問5 次の問いに答えよ。(小計20点)

(1) 次の文章は、有線電気通信法の目的について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

この法律は、有線電気通信設備の (ア) を規律し、有線電気通信に関する (イ) することによって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

<(ア)、(イ)の解答群>			
管理及び運用	設置及び使用	維持及び保全	公平性を確保
制度を簡素化	利用を拡大	秩序を確立	内容及び手続

(2) 次のA、Bの文章は、有線電気通信法に規定する、有線電気通信設備の技術基準で確保すべき事項について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。
- B 有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>	
Aのみ正しい	Bのみ正しい
A、Bいずれも正しい	A、Bいずれも正しくない

(3) 次の()、()の文章は、有線電気通信設備令に規定する、定義について述べたものである。同令の規定に照らして、内の(工)、(オ)に最も適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 離隔距離とは、線路と他の物体(線路を含む。)とが (工) による位置の変化により最も接近した場合におけるこれらの物の間の距離をいう。
- () 平衡度とは、通信回線の中性点と大地との間に (オ) を加えた場合におけるこれらに生ずる電圧と通信回線の端子間に生ずる電圧との比をデシベルで表したものをいう。

<(工)、(オ)の解答群>			
電磁波	絶縁耐力	抵抗	絶対圧力
起電力	使用条件	静電気	気象条件

(4) 次の()~()の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、定義について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 (A) ~ (C) に入るべき数字の組合せを、下記の解答群から選び、内の(カ)にその番号を記せ。(4点)

- () 低圧とは、直流にあつては (A) ボルト以下、交流にあつては (B) ボルト以下の電圧をいう。
- () 高圧とは、直流にあつては (A) ボルトを、交流にあつては (B) ボルトを超え、 (C) ボルト以下の電圧をいう。
- () 特別高圧とは、 (C) ボルトを超える電圧をいう。

同規則に規定する内容に照らして、正しいものは、 (カ) である。

<(カ)の解答群>		
(A)	(B)	(C)
600	750	4,000
650	700	5,000
700	650	6,000
750	600	7,000
800	550	8,000

(5) 次の()~()の文章は、有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の高さについて述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- () 架空電線が道路上にあるときは、横断歩道橋の上にあるときを除き、路面から①5メートル(交通に支障を及ぼすおそれが少ない場合で工事中やむを得ないときは、歩道と車道との区別がある道路の歩道上においては、2.5メートル、その他の道路上においては、4.5メートル)以上であること。
- () 架空電線が横断歩道橋の上にあるときは、その路面から②4メートル以上であること。
- () 架空電線が鉄道又は軌道を横断するときは、軌条面から③6メートル(車両の運行に支障を及ぼすおそれがなく高さが6メートルより低い場合は、その高さ)以上であること。
- () 架空電線が河川を横断するときは、舟行に支障を及ぼすおそれがなく高さであること。

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (キ) 。

<(キ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |